

14. 国民体育大会・全日本都市対抗テニス サスペンション・ポイント

違反事項	国体時に県に科す サスペンション・ポイント	都市対抗時に都市及び 個人に科す サスペンション・ポイント
申込書に著しい不備(記入もれ)があった場合	1	1
理由なく、代表者・監督会議に遅刻	2	2
理由なく、代表者・監督会議を欠席	4	4
理由なく、開始式・開会式・表彰式を欠席	4	4
参加資格の違反による失格	5	5
オーダー間違いによる失格	3	3
遅刻による失格(個人)	2	
遅刻による失格(チーム)	3	3
服装および用具に関する違反	1	
服装および用具に関する違反により公式行事を欠席	2	
コート上の反倫理行為	2	
コート外の反倫理行為(会場内)	2	
試合における失格	4	
途中欠場	5	
レフェリーにより悪質であると認められた失格 1	5	
ドーピングコントロール違反	規定による	
その他の倫理規定違反(県・都市・個人)	レフェリーもしくはトーナメント委員会決定	

1 : (具体的には、JTAルールブック参照) 印は個人に科すもの

サスペンション・ポイントは、上記の基準に従って科せられ、国体時のサスペンションと全日本都市対抗時のサスペンションは個別に管理する。

このポイントは、2ヶ年累加し、期間経過後消滅する。ポイントを合算し、それが5ポイントに達し、そのことが正式に発表された直後から1年の参加資格停止となる。

都市に科したポイントが5ポイントに達した場合、次年度、その都市は全日本都市対抗に参加できない。また国体の場合は成年男子・女子、少年男子・女子の各種別に科す。

資格停止の期間が満了したとき、合算ポイントのうち、以前の分から順次5ポイントを除去する。この資格停止により、地域割当て変更の際、加味されるものとする。

サスペンション・ポイントによる資格停止に関しては、JTAに提訴できる。この場合、JTAの決定は最終である。

平成18年10月24日制定

